

令和6年3月26日

所 属 住宅政策課

所属長 田村 昌信

電 話 06-6489-6608

4月1日から民間賃貸住宅住替え補助を始めます  
～インスペクション費用補助、相続登記促進補助も同時開始～

令和6年3月26日

尼崎市

### 申請手続きなど

- ・ 申請期間は令和6年4月1日(月)午前9時から令和6年12月27日(金)午後5時30分まで  
※申請期間中であっても、補助予定額に達した場合は募集を終了
- ・ 要綱及び様式は市ホームページに掲載
- ・ 必要書類をそろえて、住宅政策課の窓口まで
- ・ 市報4月号へ掲載

# ■ 民間賃貸住宅住替え補助

R6.4.1～  
の住替え  
が対象

若年夫婦世帯又は子育て世帯の本市の区域内に所在する民間賃貸住宅への住替えに要する費用の一部を助成します。

## 対象住宅の要件

- ・ 民間賃貸住宅であること
- ・ 建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること
- ・ 住戸専用面積が55㎡以上であること
- ・ 夫婦いずれかの名義で賃貸借契約を締結していること

民間賃貸住宅



## 補助額

**25万円(先着)**

※予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

## 補助対象者の要件

- ・ 世帯の構成員のいずれかが、兵庫県外から対象住宅に住み替えていること
- ・ 申請日まで当該対象住宅に継続して居住し、かつ、住替え日から1年以内に補助金交付の申請を行うこと
- ・ 申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること
- ・ 申請日より5年以上尼崎市内に居住する意思を有していること
- ・ 生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ・ 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと
- ・ 兵庫県又は本市から本件補助と同様の補助等を受けていないこと

若年夫婦世帯



✓ 年齢合計が  
70歳未満

子育て世帯



✓ 中学校卒業前の  
子どもがいる

# ■ 中古住宅の状況調査(インスペクション)費用の全額補助

R6.4.1～  
の調査が  
対象

戸建の中古住宅の状況調査(インスペクション)に要する費用を全額助成します  
(上限額あり)。

## 補助対象経費

既存住宅売買瑕疵保険の登録検査事業者または既存住宅状況調査技術者が「既存住宅状況調査方法基準」に従って行われた**中古住宅の状況調査**に要する費用



## 補助額

**上限8.8万円(先着)**

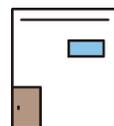
**(一般的な規模の住宅であれば全額)**

※予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

## 補助対象住宅の要件

以下のいずれかに該当する市内に所在する**個人所有**  
**の中古住宅**で、**売買に供されるもの**

- ・ 戸建て住宅
- ・ 店舗併用住宅の居住に供する住宅部分
- ・ 長屋又は共同住宅
- ・ 上記のほか、流通に寄与すると市長が認める住宅



✓ 売買に供する  
住宅

## 売買瑕疵保険の一部補助(併用可能)

- ・ 補助対象経費

国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人が付保する住宅瑕疵担保責任保険のうち、**既存の住宅に対する保険の加入**に関する経費

- ・ 補助額 37,000円

※補助対象住宅・補助対象者の要件は、左記と同じ

## 補助対象者の要件

補助対象住宅の**所有者**または**購入予定者**で、以下のいずれにも該当する**個人**

- ・ 尼崎市における市税に未納がないこと。
- ・ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと



✓ 個人

# ■ 相続登記促進補助

R6.4.1～  
の委託契約が対象

相続登記の義務化に合わせて、相続登記に要する費用と、遺言書の作成に要する費用の一部を助成します(所得制限あり)。

## 補助対象経費

- ・ **相続登記**の事務に係る司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用
- ・ **遺言書の作成**に係る司法書士、弁護士又は行政書士に支払う報酬及びその他の費用

※戸籍謄本等の取得に係る費用などの諸経費を含む(登録免許税は含まない)。

## 補助額

**上限10万円(先着)**  
(補助対象経費の2/3)

※予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

## 補助対象者の要件(★は共通、○は相続登記のみ、□は遺言書作成のみ)

- ★ 世帯の合計所得金額の合計額が**400万円以下**であること
- ★ 尼崎市における市税に未納がないこと
- ★ 暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 建物を相続し、単独所有の相続登記を行った者であること
- **建物の所有者**(単独所有に限る)であること
- 所有する**建物**を相続人となるべき者の**1人に単独所有させる**との項目が含まれた遺言書を作成すること
- **75歳以上**であること
- 次の**いずれかに該当**すること
  - ・ 子がない者であること
  - ・ 借地上の建物の所有者であること
  - ・ 無接道敷地の建物の所有者であること
  - ・ 区分所有された長屋の所有者であること

